

令和4年7月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年7月28日(木曜日)午後1時30分～

2. 場 所 村民会館1階 ホール

3. 出席委員 15名

1番 川田 忠宏	2番 貞廣 誠也	
4番 小松 優	5番 関川 裕二	6番 都築 英明
7番 公文 基嗣	8番 高松 敏子	9番 岡村 悟
10番 茂井 雅昭	11番 松本 勇	12番 岡村 和紀
13番 黒岩 正充	14番 石河 史成	15番 西笛 勤
	17番 清遠 典子	

4. 欠席委員 3名

5. 事務局

事務局長	吉永 卓史
書記	松本 梓

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について(受付番号65～74)

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請 2件

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請 2件

議案第4号 あっせん申し出について 1件

議案第5号 その他

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議 長 　　ただいまから 7 月定例会を開催します。本日の出席委員は 15 名で、欠席委員は 3 名です。出席農業委員 11 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

　　本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は清遠典子委員と貞廣誠也委員にお願いします。

議 長 　　第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について議題とします。

第 1 号議案 　　農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定。

　　受付番号 65 番

　　大字和食字東入野 甲 3008 番 1、地目は田、面積 751 ㎡、甲 3008 番 2、地目は田、面積 241 ㎡、甲 3009 番、地目は田、面積 1,234 ㎡、甲 3010 番 1、地目は田、面積 495 ㎡。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は芸西村馬ノ上の〇〇さん。期間は R4 年 7 月 1 日から R9 年 6 月 30 日までの 5 年。作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a。

　　受付番号 66 番

　　大字西分字新在家 甲 5914 番、地目は田、面積 2,762 ㎡。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は芸西村馬ノ上の〇〇さん。期間は R4 年 4 月 1 日から R14 年 3 月 31 日までの 10 年。作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a。

　　受付番号 67 番

　　大字馬ノ上字東土居 651 番 1、地目は畑、面積 672 ㎡。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は芸西村馬ノ上の〇〇さん。期間は R4 年 8 月 1 日から R9 年 7 月 31 日までの 5 年。作付けは野菜、賃借料は 10,000 円。

　　受付番号 68 番

　　大字和食字中入野 甲 2962 番 1、地目は田、面積 517 ㎡、甲 2962 番 2、地目は田、面積 400 ㎡、甲 2962 番 3、地目は田、面積 99 ㎡。譲渡人は神奈川県横浜市港北区日吉本町の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間は R4 年 7 月 1 日から R14 年 6 月 30 日までの 10 年。作付けはナス、賃借料は無償。

　　受付番号 69 番

　　大字和食字ママチ 甲 4728 番、地目は田、面積 2,924 ㎡の内 2,810 ㎡、甲 4729 番、地目は田、面積 528 ㎡の内 500 ㎡。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間は R4 年 7 月 1 日から R14 年 6 月 30 日

までの10年。作付けはナス、賃借料は6俵/10a。

受付番号70番

大字和食字北野神 甲5393番、地目は田、面積750㎡、甲5394番、地目は田、面積1,307㎡。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間はR4年8月1日からR7年12月31日までの3年5ヶ月。作付けはナス、賃借料は6俵/10a。

受付番号71番

大字和食字古城北平 甲5462番、地目は田、面積1,752㎡。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は南国市大桶の〇〇さん。期間はR4年8月1日からR14年7月31日までの10年。作付けはナス、賃借料は6俵/10a。

受付番号72番

大字西分字間ノ前 甲5743番、地目は田、面積2,476㎡の内2,070㎡。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。期間はR4年7月13日からR24年7月31日までの20年。作付けはピーマン、賃借料は6俵/10a。

受付番号73番

大字西分字間ノ前 甲5745番、地目は田、面積3,487㎡の内2,300㎡。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。期間はR4年7月13日からR24年7月31日までの20年。作付けはピーマン、賃借料は6俵/10a。

受付番号74番

大字和食字古城前東之平 甲5841番、地目は田、面積1,272㎡。譲渡人は安芸市赤野の〇〇さん、譲受人は南国市大桶の〇〇さん。期間はR4年8月1日からR9年8月1日までの5年。作付けはナス、賃借料は米6袋分/10a。(賃借料は本人に確認のうえ、6俵/10aに訂正。)

議長 第1号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

7番委員 受付番号66の代表者は誰ですか。総会資料に記載してください。

事務局 〇〇さんです。次回から記載するようにします。

7番委員 農地所有適格法人の要件を満たしていますか。面積の要件等。

事務局 満たしていたと思いますが、なお、確認いたします。

6番委員 受付番号74の賃借料は米6袋分(3俵)ですが、間違いないでしょうか。

同一人が借りている受付番号71は賃借料が6俵で、受付番号74の倍になっています。

事務局 賃借料の相場を聞かれた際、芸西村内の施設園芸の場合は6俵/10aと教えていますが、賃借料はあくまで借受人と貸付人の双方合意のもと設定されるものなので、同一人の利用権設定であっても賃借料等条件は異なることはあり得ます。なお、受付番号74については、借受人、貸付人に確認いたします。(双方に確認したところ、賃借料は6俵/10aが正しいので、訂正します。)

議長 他に質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定10件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議長 続きまして第2号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題とします。

第2号議案 農地法第3条第1項の規程による許可申請について。

受付番号6 土地の所在は大字馬ノ上字山ノ顛 2387番3、地目は登記は雑種地、現況は田、転用面積は20㎡。譲渡人は香美市土佐山田町宝町1丁目の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。贈与による所有権移転。

7月27日(水)に会長、岡村悟委員、吉永義量委員、事務局にて現地確認。

受付番号7 土地の所在は大字和食字城殿 甲 5300番、地目は田、転用面積は695㎡。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。贈与による所有権移転。

7月27日(水)に会長、茂井雅昭委員、高松敏子委員、事務局にて現地確認。

議長 第2号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第 2 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第 2 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については許可いたします。

議 長 続きまして第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議題とします。

第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規程による許可申請について。

受付番号 2 土地の所在は大字馬ノ上字西土居 735 番 2、地目は畑、転用面積は 436 m²、735 番 7、地目は畑、転用面積は 55 m²。譲渡人は高知市大津の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。転用目的は、自己住宅建築。7 月 27 日(水)に会長、岡村悟委員、吉永義量委員、事務局にて現地確認。令和 3 年 9 月に農業振興地域からの除外の申請があり、農業振興地域整備計画の変更について令和 4 年 6 月 9 日付けで同意済み。

受付番号 3 土地の所在は大字西分字北用本 甲 1369 番 10、地目は田、転用面積は 444 m²。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん、〇〇さん。転用目的は、自己住宅建築。7 月 27 日(水)に会長、黒岩正充委員、都築英明委員、事務局にて現地確認。令和 3 年 9 月に農業振興地域からの除外の申請があり、農業振興地域整備計画の変更について令和 4 年 6 月 9 日付けで同意済み。

議 長 第 3 号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。それでは第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については許可いたします。

議 長 続きまして第4号議案 あっせん申し出について議題とします。

第4号議案 あっせん申し出について

受付番号6 申請人である芸西村和食の〇〇さんより、大字和食字麦尻 甲4907番、地目は田、面積415㎡の土地を譲りたいと申し出。
現在の耕作者は資料の通りになっております。

議 長 事務局案では受付番号4のあっせん委員は、茂井委員、高松委員、公文委員になりますがいかがでしょうか。

委 員 分かりました。

議 長 では、茂井委員、高松委員、公文委員をお願いします。

議 長 続きまして第5号議案 その他について 委員、事務局より何かありませんか。

議 長 他にありませんか。なければこれで7月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後2時10分)

議事録署名委員

清遠 典子

議事録署名委員

貞廣 誠也